

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について

本日、「第5回新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症に伴う患者発生に関する公表の考え方や各部の対応状況等について情報を共有するとともに、今後の対応を協議しました。

記

1 新型コロナウイルス感染症に伴う患者発生に関する公表の考え方について（別紙1参照）

2月27日に厚生労働省より出された基本方針に基づき、本市の公表の考え方を決定。

2 学校施設等での子どもの居場所について

【学校教育部】【子ども家庭部】

- ・3月2日（月）から3月6日（金）は、感染症の拡大を防止するための重要な期間であるため、児童・生徒は自宅待機とし、原則、登校はさせない。
- ・3月9日（月）以降の学校の対応については、明日（3月4日（水））の校長会で確認した後、学童保育所の対応と併せて別途通知する。

3 国の緊急事態宣言が発令された場合の本市対策本部設置（移行）について

「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じた対応とすることを確認。

4 前回以降の新たな対策について

【図書館部】

- ・3月15日（日）まで一部業務を休止し、予約した資料の受け取り・資料の返却のみ実施。

【市民活動推進部】

- ・市民センターの地区図書室については、予約した資料の受け取り・資料の返却のみ実施することとする。

【医療保険部】

- ・感染拡大防止のため、納付相談のうえ手交している国民健康保険及び後期高齢者医療保険の「短期被保険者証」を郵送（簡易書留）により交付する。
- ・乳幼児健診については、適切な時期に受診することの重要性を考慮し、感染予防対策を十分に行ったうえで、継続して実施する。

【総務部】

職員に感染者が発生した場合の対応等について、今後庁内に通知を出す予定。

【税務部】

集中緩和を図るため、市民税・都民税の申告期限を4月16日（木）まで延長する（別紙2参照）。

【その他】

「新型コロナウイルス関係の市議会議員からの問い合わせ等については、議会事務局で受け、所管につなぐ。各所管への連絡については、議会事務局から総合経営部を経由して行い、回答についても総合経営部を通して議会事務局に行う」こととする。

新型コロナウイルス感染症に伴う患者発生に関する公表の考え方

本市が行う情報の公表に当たっては、令和2年2月27日の厚生労働省より出された「一類感染症*が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」(別添)に基づき、本市の公表について、下記のとおり対応します。

記

1 公表の目的

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。

なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報保護に留意しなければならない。

2 公表基準

発生件数の計上及び公表は、発生届を受理した保健所の都道府県が実施するのが基本である。(例えば、八王子市内医療機関から八王子市保健所に発生届出書が提出された場合は、他道府県民であっても、東京都の発生件数に計上し、都が公表を行う。)

よって、原則として個別自治体からの公表は行わないが、感染症のまん延を防止する観点から個別に公表することが適切と判断した場合は、八王子市保健所において個別に対応する。

3 公表する情報

(1) 東京都が公表

感染者に接触した可能性のある者を**把握できている場合**は、公衆衛生上の対策に関する情報(居住している都道府県、年代、性別、症状等)について公表する。

(2) 八王子市が公表

①感染者に接触した可能性のある者を**把握できていない場合**

当該感染症の感染経路(接触感染、飛沫感染、又は空気感染等)に鑑みて、感染者と接触した可能性のある者を把握するため、及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするために必要な情報を公表する。

また、その際には誤った情報が広まることのないように、感染者の症状、他者へ感染させる可能性がある接触の有無等の正確な情報を発信する。

例：スポーツクラブ、施設、イベント等の名称

②職場名や所在地を公表する場合

医療機関、福祉施設等、院内感染や集団感染により、施設の閉鎖や利用者の制限等社会的に大きな影響が予測される場合は、当該機関と調整のうえ公表を検討する。

※一類感染症とは、感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的観点からみた危険性が極めて高い感染症原則入院、消毒等の対物措置がとられる。例：エボラ出血熱、ペスト等

市民税・都民税申告期限の延長について

税務部

1. 現在の申告期間

令和2年2月4日（火）から3月16日（月）

（地方税法第317条の2、八王子市市税賦課徴収条例（以下「条例」）第23条の2）

2. 本市の対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集中緩和を図ることを目的に申告期限を延長する。

延長後の申告期限 【変更前】 令和2年3月16日（月）まで

【変更後】 令和2年4月16日（木）まで

3. 申告期限延長のための手続き

市長が公示して延長実施

（条例第7条）

「市長は広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法又はこの条例に定める申告・・・に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には・・・当該期限を延長できるものとする。・・・この指定は、市長が公示によって行うものとする。」

4. 期限延長の影響

確定申告も4月16日（木）まで申告期限が延長されているが、3月17日（火）以降に提出された市民税・都民税申告書や確定申告書の申告内容が第1期納期（6月1日から6月30日。納税通知書は6月1日発送予定）に反映できない場合がある。

この場合は、第2期以降で反映させる。このことは、期限延長の周知と合わせて八王子市ホームページで周知する。

3月17日（火）以降申告分についても、できる限り第1期納期に間に合うよう事務処理を行う。

5. 郵送による申告の促進

上記申告期限延長の周知とともに、申告受付の集中緩和を図るため、郵送による申告書提出を市ホームページで促す。

6. 周知方法

八王子市ホームページで周知する。

【参考】

(1) 国の対応

① 所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を、令和2年4月16日（木）まで延長

② 令和2年2月27日付総務省通知（2月28日都通知）で、国税の申告期限延長通知と合わせて、地方税については各自自治体で適切に運営するよう依頼

(2) 他市の対応状況

令和2年4月16日（木）まで延長した自治体

町田市、三鷹市、世田谷区、杉並区、横須賀市、船橋市など